

笠松町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成24年3月30日告示第57号

(目的)

第1条 この要綱は、笠松町に居住する（笠松町の措置又は介護保険、障害福祉等のサービスを利用して他区域の施設に入所している者を含む。）判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）に対し、成年後見制度の利用に対する支援（以下「支援」という。）を行うことにより要支援者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支援の種類)

第2条 この要綱による支援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 成年後見審判の申立てに関する支援（以下「審判請求」という。）
- (2) 審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）に関する支援
- (3) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）への報酬等に関する支援

(審判請求の対象)

第3条 この要綱による審判請求は、次に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定による65歳以上の者に関する審判請求
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条の規定による知的障がい者に関する審判請求
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定による精神障がい者に関する審判請求

(審判請求の要否の要件)

第4条 審判請求は、特に必要があると認められる要支援者について行うものとし、その要否は、次に掲げる事項を総合的に考察して行わなければならない。

- (1) 要支援者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 要支援者の健康状態、生活状況及び資産の状況
- (3) 要支援者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに当該親族等による要支援者保護の可能性及び審判請求を行う意思
- (4) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による要支援者に対する支援策の効果

(5) その他町長が必要と認める事項

(審判請求の手続き等)

第5条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判費用の負担)

第6条 町長は、家事審判法（昭和22年法律第152条）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定による審判費用を負担するものとする。

(費用の求償)

第7条 町長は、前条の規定により負担した審判費用について、要支援者又はその親族等（以下「当事者」という。）が負担すべきであると判断したときは、非訟事件手続法第28条の規定による費用負担の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 町長は、前項により家庭裁判所の命令があったときは、当該命令の定める額の範囲内で、当事者に審判費用の全部又は一部を請求するものとする（ただし、当事者のうち特に町長が認める者については、その費用負担を免除することができる。）。

(費用の助成)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者が負担すべき審判費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者

(2) 資産及び収入等の状況から前号に準じると認められる者

2 助成金の額は、家事審判法第9条第1項甲類第20号に規定する報酬の付与の審判（以下「報酬の付与の審判」という。）において決定された成年後見人等の報酬の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を月額の上限とする。

(1) 対象者が在宅の場合 28,000円

(2) 対象者が施設に入所の場合 18,000円

(助成金の支給の申請)

第9条 助成を受けようとする対象者（以下「助成申請者」という。）は、笠松町成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
 - (2) 審判請求費用の判る書類
 - (3) 報酬付与の審判の決定通知書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (助成金の支給の決定及び通知)

第10条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、助成金の支給の要否を決定し、笠松町成年後見制度利用支援事業助成金支給決定
(却下) 通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(報告義務)

第11条 成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があつた場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 町長は、虚偽の申請その他の不正な手段により助成金の支給を受けたと認める場合は、助成申請者に対して期限を定めて助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。